

会社の勤務指定のここはおかしいぞ！ シリーズ④

年休失効はあい得ない！ ④

年休抽選ルールは要員不足の正当化！？

皆さん、本紙のこのシリーズで、使用者（会社）は労働者に年休を付与しなければならないということを、労基法の解説を入れながら説明してきました。そうすると、抽選で順番を決めて、年休申し込み簿に記入する訳ですが、そもそもこんな抽選なんていうルールは無意味になるはずです。

職場によっては抽選方法が異なりますが、共通することは、順番が良いほど年休が入りやすい、ということです。順番が悪い人は、年休をあきらめてしまいます。

会社にとっては、社員にあきらめさせること、つまり、年休は必ずしも入らない（職場によっては入らないのが普通）という意識を持ってもらうことが重要になります。これが会社の狙いです。多くの皆さんも、順番だから仕方がないという意識ではないでしょうか。また、申し込み事由も書かなくても良いのです。

皆さん、このような意識を転換しましょう。会社は儲け第一主義ですから、最低限の要員で、人件費をかけずに業務を回そうとしています。年休抽選ルールは、要員不足を前提に成り立っているようなものです。

順番を気にしないで、年休が付与される会社を、J R 東海労は目指します。

おさらい

抽選順位が悪いと年休は入らない……×

抽選ルールは年休を付与しない口実……○